

「いじめ防止基本方針」

会津若松市立荒館小学校

令和5年4月1日

1 いじめ防止等の対策に関する方針

【定義】

本校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

（いじめ防止対策推進法定義より）

【基本理念】

- (1) 「思いやり」と「ならぬことはならぬ」という「あいづっこ宣言」の精神を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。
- (2) いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」という認識のもと、早期発見、即時対応に努める。
- (3) いじめは「ひきょうな行為であり人間として絶対に許されない」という意識を子どもも大人ももつ。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

【いじめ禁止】

児童は、いじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

本校は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 本校の児童像である「やかた教育」を目指し、児童一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールといった規範意識の醸成に努める。
 - ① 授業では、分かる、できる授業に努め、基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- (2) 児童の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
 - ① 「あいづっこ宣言」の実践をとおして思いやりの規範意識を育む。
- (3) 保護者並びに地域住民その他の関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
 - ① 児童会を中心とした（あいさつ運動）や（いじめ防止月間）などを設定し、いじめ防止活動に取り組む。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめを防止及び効果的に対処できるように必要な啓発活動として、情報モラル教育を計画的に推進する。（別紙）
- (5) 温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士がお互いに相談できたり尋ねたり、気軽に話ができる職場の雰囲気である。そのためには、校内組織が機能するように、心の通い合う学校づくりを推進していく。

3 いじめの早期発見のための取組

いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」「いじめは見えにくいもの」という前提に立ち、いじめてはいないかとの疑いをもって、早期に関わる。

(1) いじめ実態調査アンケート

- ①児童対象いじめ実態把握アンケート調査 (毎月)
- ②保護者対象いじめ実態把握アンケート調査 (年2回 6月と10月)

(2) 日々の観察から

授業中はもちろん、休み時間や昼休みにおいて児童の活動に目を配るとともに雑談など触れ合う機会を生かして、早期発見に努める。

(3) 日記の活用

必要に応じて気になる児童には日記を書かせることによって、担任と児童との信頼関係を構築し、いじめ発見に努める。

(4) 教育相談(学校カウンセリング)

日常生活の中で児童へのことばかけやスキンシップを通して、気軽に相談できる雰囲気づくりに努める。

- ①教育相談週間の設定 (6月)
- ②チャンス相談の実施 (随時)

4 いじめの早期解決のための措置

(1) いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、校内組織に直ちに情報を共有し、学校長以下組織的対応を行う。

(2) 情報収集を綿密に行い、事実確認の上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。

〈いじめられた児童・保護者に対して〉

- ①いじめられた児童には、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ②個人情報の取扱等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ③家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を保護者に伝える。
- ④徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。
- ⑤児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑥児童の状況に合わせた継続的なケアを行う。

〈いじめた児童・保護者に対して〉

- ①複数の教職員が連携し、いじめをやめさせる措置をとる。
- ②必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、再発防止に努める。
- ③迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解を得た上で、対応を適切に行えるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言に努める。
- ④当該児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ⑥いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることができなくとも誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

(3) いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って市教育委員会に報告する。またいじめが暴行や傷害犯罪行為に当たると認められる場合は、警察と連携して対処する。

(4) いじめが解消したと見られた場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内における組織

いじめの防止等を実行的に行う組織として、「生徒指導・特別支援・就学指導委員会」の中に設置し、いじめの根絶を図る。

〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導主事、学年ブロック1名、養護教諭、特別支援コーディネーター、当該学級担任、教務主任（学年主任）

◎ いじめの事案の状況に応じて、警察（生活安全課）やSSW（ソーシャルワーカー）、児童相談所等の関係機関も含まれる。

〈活動〉

- ① いじめに関すること
- ② いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談）
- ③ いじめの事案に対する対応に関すること
- ④ ネット上のいじめ防止の啓発に関すること

〈開催〉

- ① 定例会（全体会2回含む）として年9回開催。
- ② 上記以外にも、職員会議（月1回）の中で、気になる児童や配慮が必要な児童への現状や指導について、情報交換や共通理解を図る。

(2) 校外における組織

- ① 中学校区内PTA連絡協議会：年1回開催し、学区内の情報交換や啓発活動を行う。
- ② 北会津地区保健委員会の中でも、必要があればいじめ問題を取り上げ、情報交換や啓蒙活動を行う。（年1回）
- ③ 会津若松地区小学校生徒指導協議会：年4回開催し、情報交換や連携を図る。

6 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、又は、児童や保護者から「いじめられて重大な事態に至った」という申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を、市教育委員会に報告する。
- (2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にする調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査の結果を踏まえ、市教育委員会と連携して対処又は再発防止に努める。
- (6) 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

7 その他

- (1) いじめの見過ごしや隠蔽をせず、いじめの実態把握及び迅速な対応が図られるように、次の点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。
○ いじめの早期発見に関する取組に関すること
- (2) より実効性の高い取組を実施するため、本方針は必要に応じて見直す。
- (3) 我々教職員は常日頃から、いじめに対する指導力やいじめの認知能力を高めるための研修と修養に努めなければならない。